資料２

地域活性化に向けて

平成 25 年3月 26 日
伊 藤　元 重
小 林　喜 光
佐々木　則夫
高　橋　　進

これからの地域は、産業・文化・人材などの集積を生かして、世界に対して開かれ、世界からヒト、モノ、カネを惹きつける独自の付加価値を創造していくことを目指すべきである。大都市はグローバル競争を勝ち抜き、地方都市はネットワークを活かして機能を集約化するとともに地域内外で稼げる産業を構築する。農山漁村地域では多様な地域資源を最大限に活かし地域の魅力や農水産物など地域ブランドを世界に売り込んでいく。

その実現のためには、地域の創意・工夫の下、独自の付加価値（ロイヤリティー）を生み出す努力が報われるよう、権限を現場に移譲し、地域の自律性を高める仕組みを構築していくことが重要である。こうした取組みにより、地域においても「望ましき成熟」を目指すべきである。

１．地域の直面する課題

（１） 地域経済に直接影響するグローバル化のダイナミズム
＊グローバルな企業誘致競争や都市間競争の激化、産業空洞化の進行が地方の経済を疲弊させる一方で、グローバルに日本の各地域の観光資源や農林水産物、日本食・伝統文化といったものへの評価と需要が高まっている

（２） 集積度の高い地域と産業衰退の続く地域との経済財政格差の拡大

（３） 災害をはじめとするリスク管理強化の高まり、都道府県を超えた広域課題の増大

（４） 都市の拡散・スプロール化、小規模自治体を中心とした急速な人口減少の中でのコミュニティの持続危機

（５） 更新期を迎える既存ストックの増大とそれに伴う財政負担の増大

２．地域活性化に向けた取組みの基本的考え方

（１） 世界に対して開かれ、ヒト・モノ・カネを呼び込むため、地域資源・ブランドを最大限活用するとともに、制度的な障壁をなくす

（２） 国と地方の役割分担を明確化すべき。国は経済成長に資する戦略インフラや防災基盤、関連する法制度等の整備等を通じて地域の多様な取組みを後押しするとともに、地方自治体の自律性（権限、責任、財源）を高める

（３） 地域で実現すべき目標を地域自らが作り、そのために最も効果的な政策パッケージを優先順位付けして実行（省庁縦割から現場起点へ）

（4） コンパクト・シティ作りは、全ての地方都市に共通した課題。それぞれの規模において身の丈に合ったコンパクト・シティ作りができるような体制の整備
（5） 地域レベル（都道府県・大都市・市町村間、基礎自治体間）での行政サービスの連携、集約・充実、再編・効率化、そのための IT の最大限の活用
（6） 健全な自治体財政との両立、頑張る地方が報われる財政システムの構築

3．政策実現のための基盤整備

（1）地域レベルのオープン・データ化の推進と地域活性化への活用

米国やカナダの主要都市でみられるように、地域データの公開を進め、民間サービスの拡大、住民サービスの向上に活用。社会資本等のデータ整備を進め、アセットマネジメントを推進。

（2）地域のあるべき姿の提示と地域の総力をまとめるコンセンサスづくり

地域自ら、あるべき姿とそのための政策を明示したオリジナルの計画・ビジョンを策定する動きが広がりつつある。その際、内外の自治体のトップランナーにベンチマークした数値目標を掲げ、政策を実行し、評価を実施。

4．具体的政策パッケージの提案

地域活性化のためには、国と地方の適切な役割分担を明確化した上で地方への財源、権限の移譲を進め、頑張る地方が報われる財政システム等について検討を行い、地方自治体の地域活性化への取組みを支援するとともに、以下を早急に実行に移すべきである。

（1）地方分権改革の推進及び特区の抜本拡充

①地方分権改革及び「47 特区」

地方分権改革推進委員会の勧告をベースに、地方の声を聞きながら、国から地方への権限移譲等の地方分権改革を強力に推進。その上で、全国一律の権限移譲がこれまで必ずしも進んでこなかったことも踏まえ、地方分権と規制改革の突破口として、地方自治体の責任・負担で、年限を限って、都道府県ごとに1つずつの「47特区」の設置を検討。効果を客観的に評価し、可能なものは全国展開。

②特区制度の強化・拡充等

総合特区制度を抜本的に拡充し、地域産業の振興の柱とすべき。また、規制改革の突破口として、構造改革特区の再活性化を図る。規制改革会議との連携を深めるとともに、強力に規制改革を進める方策を検討する。沖縄における特区についてさらなる充実を検討するとともに、沖縄科学技術大学院大学を核とした科学技術の拠点形成を進める。

（2）コンパクト・シティ実現に向けた民間活力の導入強化

①地域再開発のためのPPP方式の導入

地域経済再生の司令塔として、地域の関係者（産学金官）が参画するプラットフォーム（協議会）を設置し、長期的な視野に立って戦略的な再開発、面的な地域開発を計画・推進。その際、準行政機関としての位置づけの付与、権限の移譲を検討。

②スマート・シティとの融合

現在20の環境モデル都市が指定され、独自の取組みを進めている。これまでの成果を踏まえ、都市づくりや産学官の連携、グリーン成長への企業参画の仕組み等についての処方箋を明らかにし、コンパクト・シティへの取り組みと一体となったスマート・シティの普及・拡大を推進すべき。

③民間のアイデアを活用した公共施設等運営権制度の活用

既存の公共施設・公共サービスの運営に対して、行政コストの削減とサービス拡充の観点から、公共施設等運営権制度を含む多様な民間委託手法の導入を推進。民間からの提案を募り、優れた提案についてモデル事業として、全国的に展開。

④民間資金の活用

地域金融機関の活用、不動産証券化、官民の役割分担を明確化した上でのインフラファンドの活用など、民間資金を最大限活用。

（3）都市の競争力強化とネットワーク化の推進

国際戦略総合特区の活用を通じて大都市の競争力強化を推進するとともに、地方都市とその周辺自治体の連携を強化し、ネットワーク化を進める観点から定住自立圏構想を推進する。

（4）地域資源の最大活用

①農山漁村地域の活性化

地域主導で農林水産業の規模拡大、第6次産業化を進める。また、様々な地域資源（耕作放棄地や、未活用のエネルギー資源（水、風力等）、地域の観光資源、産品、伝統文化等）を活用して、生活空間の場としての活力の再生を図る。

②観光資源を活かし世界に開かれた地域

地域資源の活用、クール・ジャパンの推進、国際会議の積極的な誘致等を通じ、世界中の人を地域に呼び込む。

③地域の「ブランド化」

地域団体商標の取得要件の緩和などにより地域資源の「ブランド化」を進める。

（参考）各論点の事例、課題等

○オープン・データ化

15 万人以上の都市で高齢化率の最も高い呉市で、レセプトデータベースを活用し、ジェネリック医薬品の使用促進通知の実施、頻回受診者への訪問指導等を実施、年間薬剤費削減額 3.5 億円を達成。

○ベンチマークの例示

ダブルインカム世帯比率　【第一位　福井　36.4%　　全国平均　24.5%】
児童2人以上世帯比率　　【第一位　福井　18.7%　　全国平均　14.0%】
人口当たり外国人延べ宿泊者数（東京を除く）
【第一位　沖縄・京都 0.40 人　全国平均　0.14 人】
一人当たり再生エネルギー【第一位　宮崎　2.90W/人　全国平均 1.47W/人】
高卒者の進学率　　【第一位　京都　66.1%　　全国平均　53.8%】
県民人口に占める人口集中地域の人口割合
【第一位　東京　98.2%　　全国平均　67.3%】
県民生産に占める「産業」の割合
【第一位　東京　97.6%　　全国平均　91.6%】

○地方分権

（例）保育所の設置基準について地方自治体に任せる
・面積基準について、待機児童が 100 人以上で地価が高い地域でなければ基準の緩和が不可
・特区認定の下、公立保育所では3歳未満の児童の食事の外部搬入が可。民間不可
・乳児保育において、看護師は保育士とみなして定数算定できるが准看護士は不可

（例）農地転用の許可権限の地方自治体への移譲等
・2ha 超 4ha 以下は大臣への協議が必要、4ha 超については大臣許可

（例）バス事業等にかかる許認可権限の地方自治体への移譲
・農家民宿、観光農園等を利用する観光客への自家用車での有償運送サービス不可
・過疎地における自家用車での有償運送サービスの提供

（例）地方道路公社が管理する有料道路の料金について地方自治体に任せる
・料金の変更等について大臣認可が必要

○プラットフォーム（協議会）

（例）福岡都市圏では、78 団体（産官学金）が参加して成長戦略策定から実施までを一貫して推進するシンク・アンド・ドゥ・タンクとして発足した「福岡地域戦略推進協議会（ＦＤＣ）」が、地域の新しい将来像を描き、そのためのプロジェクトを官民連携で実施しようとしている。

○公共施設等運営権制度の活用等

2011 年の PFI 法改正において導入。利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で民間の創意工夫によって利用促進が図られることが期待される。

○地域の資金　:H23 期末

	(総預金量)	(預貸率)
第1地銀	約 229 兆円	71%
第2地銀	約 61 兆円	74%
信　金	約 123 兆円	52%
(都　銀	約 322 兆円	65%)

○集積化

・人口集積によりサービス産業の生産性が向上(市町村の人口密度が2倍だと生産性が 10%以上向上との分析あり。)

・医療集積(400～500 床)で医療費のコスト低減(NIRAまちなか医療集積)に資するとの分析もあるが、医師の系列や経営成績等も異なる複数の経営主体間での病院の集約化はなかなか困難なのが実態。

○定住自立圏

25年 2 月段階で定住自立圏の圏域数は 72(構成自治体 324 団体)。圏域形成を誘因するインセンティブ措置が薄いことが課題。

○地域団体商標

商品・サービス名に地域名を組み合わせた地域団体商標の主体要件は、当該商標が、本来地域の生産者等が広く使用を欲するものである点に鑑み、登録に当たっては、使用を欲する事業者が当該商標を使用することが出来る状態を確保する観点から、主体となる団体の「設立根拠法における加入自由の担保」を求めているが、当該目的の達成について、異なる条件設定(一定の緩和)が可能ではないか。